

Title	マート・ スシ教授のインターネット上の利益衡量公式について
Sub Title	Mart Susi's internet balancing formula
Author	Alexy, Robert(Yokodaidō, Satoshi) 横大道, 聡(Zukeyama, Kōdai) 瑞慶山, 広大
Publisher	慶應義塾大学メディア・ コミュニケーション研究所
Publication year	2020
Jtitle	メディア・ コミュニケーション : 慶應義塾大学メディア・ コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research). No.70 (2020. 3) ,p.87- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20200300-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マート・スシ教授のインターネット上の利益衡量公式について

ロベルト・アレクシー

横大道聡 [監訳]・瑞慶山広大 [訳]



▶ 1 はじめに

マート・スシは、ネット関連民間企業がデジタル世界で利益衡量を行うことを可能にする数学的公式である「インターネット上の利益衡量公式 (Internet Balancing Formula, IBF)」を提案している。この利益衡量は、ネット・ポータル・サイト利用者の表現の自由と、そこで公開された情報によって影響を受ける人格権との間の衝突の場面に関係する。この場面は、憲法上の権利や人権についての古典的な考え方からすれば、それらの権利の水平的効力の問題である。けれども実際は、古典的または現実世界の水平的効力は、二者の私人主体を下位に、国家を上位に置いた三角関係に関するものである。その一方、この水平的効力の非古典的またはネット上の考え方においては、第三の私的主体たる民間ネット関連企業が「国家に替わって」水平的効力の三角関係の上位に置かれ、完全に私人だけの三角関係になる。この完全に私人だけの三角関係が立憲民主国家の諸原理と両立するのか、両立するとしても国家をどのようにしてその中に再登場させるのか、については激しい論争がある。だが、こうした憲法上の権限・権力配分の問題はここでの我々の関心事ではなかろう。IBFこそが我々の関心事なのだ。

スシは自らの企てを次のように表明している。「本論文では、IBF がネット上の利益衡量の合理的な部分を向上させるということを主張したい¹」。スシが論ずるところによれば、IBF は「数学的公式²」であり、人工知能によるネット上の利益衡量を可能とするものであるが故に、合理性を高めることができる。確かに、ネット上での人工知能による利益衡量は、重要な点で、現実世界で人間の知能が行う利益衡量とは異なっている。両者の相違の根本的な理由は、この2種類の衡量において利用できる時間である。すなわち、現実世界での利益衡量には「利用できる時間が潤沢」にある一方、ネット上での衡量には「時間が不足」しているのである³。スシの主たる主張のひとつは、この根本的な相違が合理性と非合理性との区別に対応しているのではない、というものである。彼はそれを「狭義と広義の合理性」という区別に対応させている⁴。

法の世界では、今日に至るまで数学的公式が用いられることはめったにない。私は、「重み公式 (Weight Formula, WF)」によって利益衡量の領域における「法的思考の中の秩序⁵」を導入しようと試みてきた。この「重み公式」を初めて公にしたのは、2002年の『憲法上の権利の理論』のあとがきにおいてである⁶。スシ曰く、彼のIBFは、「ロベルト・

アレクシーが展開した重み公式（WF）から着想を得たものである⁷。このことは、彼のIBFがどのようにWFと関係しているのか、という疑問を提起する。IBFとWFとはいかなる関係にあるのか。これが本論文で検討する問題である。この関係性についてのいくつかの側面を分析するため、まずはWFを紹介することとし、次に、IBFをWFと比較したいと思う。

▶ 2 重み公式

『憲法上の権利の理論』のあとがきにおいて、WFはかなり複雑な仕方で定式化されている。その基本形は2003年に展開され⁸、2007年に英語で公表された⁹。WFの基本形は次のようになる。

$$W_{i,j} = \frac{I_i \cdot W_i \cdot R_i}{I_j \cdot W_j \cdot R_j}$$

$W_{i,j}$ は、原理 P_i （例えばプライバシーの権利）が、それと衝突する原理 P_j （例えば表現の自由）との関係で有する具体的重みを表している。いわばWFは、衡量の〔上辺と下辺〕両側にある3つの要素の〔各合計の〕商〔割り算の結果〕としてこの具体的重みを定義する。このうち特に I_i と I_j が重要である。 I_i は P_i に対する介入の強度を表す。 I_j は P_i と衝突する原理である P_j を実現することの重要性を表す。 I_j もまた介入の強度として、すなわち、 P_i への不介入を通じた P_j への介入の強度〔例えば、プライバシーの権利に表現の自由は介入できないとした場合に表現の自由が被るであろう介入の強度〕としても理解可能である。 W_i と W_j は衝突する原理 P_i と P_j の抽象的重み（abstract weights）を表す。この抽象的重みが等しい場合——多くの憲法上の権利衝突の場合がそうである——、それらは互いに打ち消し合うから、何らの役割も果たさないことになる。

I_i と I_j 、そして W_i と W_j もまた、利益衡量の実質的側面に関係している。これに対して R_i と R_j は、完全に異なる特徴を有している。 R_i と R_j が指し示すのは、経験的想定と規範的想定の信頼可能性である。これはまずもって P_i に対する介入の強度はどの程度かという問題、そして仮に P_i に対する介入が認められない場合に P_j に対する介入はどの程度になるのか、という問題に関連している。これに加えて、経験的および規範的想定の信頼可能性は、抽象的重み、すなわち W_i と W_j の判定にも関連しうる。相違を決定付けるのは、その信頼可能性は事物（things）——ここでは介入の強度や抽象的重み——に関係する要素ではないという点である。つまり、 R_i と R_j は存在論的な要素ではないのであり、むしろ何者かの事物に関する知識を示す認識論的な要素なのである。こうした認識論的な要素をWFに含めることは、衡量法則の2番目、すなわち認識論的な衡量法則にとって必要である¹⁰。

R_i と R_j は認識論的想定と同様に規範的想定にも関係する。これは次の等式によって表すことができる。

$$R_i = R_i^e \cdot R_i^n$$

この等式は「信頼可能性等式（reliability equation）」とでも呼べるだろう。経験的・規範的信頼可能性の双方が問題となる場合、 R_i と R_j は信頼可能性等式の右辺におけるそれぞれの積〔掛け算の結果〕によって代替されなければならない。このようにして、WFの洗練されたバージョン¹¹は次のような姿になる。

$$W_{i,j} = \frac{I_i \cdot W_i \cdot W_i^e \cdot R_i^n}{I_j \cdot W_j \cdot W_j^e \cdot R_j^n}$$

〔上辺と下辺の〕2つの積の商で示されるWFのような公式は、すべての要素を数字で表すことができるときにのみ意味がある。これは目盛りをどうするのかという問題である。私は様々なところで¹²、非連続の、すなわち断続した3つから成る (triadic) の指標を提案してきた。そこでは等比数列が利用できる。この指標は、介入の強度や抽象的重みに「低 (light)」 「中 (moderate)」 「高 (serious)」 の価値を割り当てる。これらの価値は数字 2^0 , 2^1 , 2^2 , すなわち 1, 2, 4 で表される。その一方、認識論的な要素である R_i と R_j , または WF の洗練化バージョンである $R_i^e \cdot R_i^n$ (および $R_j^e \cdot R_j^n$) が関係する場合には、その程度を「信頼可能」または「確実」 (r), 「もっともらしい」 (p), 「明らかに誤りではない」 (e) で測ることができ、それぞれに数字 2^0 , 2^{-1} , 2^{-2} , すなわち 1, $\frac{1}{2}$, $\frac{1}{4}$ を割り当てる¹³。この3つの指標を用いることで、憲法裁判所の多くの決定を理解することができる。これでは不十分な場合、すなわちもっと緩やかな目盛りを導入しなければならない場合は、三種の指標を二重化させて拡張することができる¹⁴。WF についていえることはまだまだたくさんあるが、IBF と WF との関係を瞥見するという目的からすれば、ここで述べたことで十分だと言うべきだろう。

WF は高度に一般的¹⁵ かつ抽象的なものだと容易に気が付く。WF が高度に一般的なのは、原理としての性格を有するすべての権利とすべての集合的財との衝突に向けられているからである。換言すれば、 P_i で表されるプライバシー権と P_j で表される表現の自由は、WF が適用された特別な事例に過ぎないのである。 P_i は、上述した I_i , W_i , R_i を通じて、プライバシー権以外のすべての権利と集合的財についても妥当するのであり、同じことは I_j , W_j , R_j を通じた P_j にも当てはまる。この WF の高度の一般性は、WF が高度に抽象的である場合に限って獲得できる性質である。WF が主張するのは、 P_i の具体的重みと、それを通じて決まる P_i と P_j 間の優劣関係は、介入の強度 (I_i と I_j), 抽象的重み (W_i と W_j), 経験的想定と規範的想定の信頼可能性 (R_i と R_j) に依存するということに限られる。WF は介入の強度を測る実質的基準や抽象的重みの割当ての仕方、あるいは両権利に関する経験的・規範的想定の信頼可能性の決定の方法については何も述べていない。WF は上述した指標、すなわち強度、抽象的重み、信頼可能性という型となる構造 (formal structure) を提供するだけなのである。実質的な格付けは、WF と必然的に関係しながらも、しかしこの必然的關係にもかかわらず WF の外側で行われる議論——「議論テーゼ (argumentation thesis)¹⁶」 がいいうそれ——に委ねられる。

マート・スシの IBF は、この側面において完全に WF と別物である。IBF は一般的ではなく高度に特殊的で、かつ抽象的ではなく高度に具体的であり、そしてそうでなければならないものなのである。現実世界では実質的な次元は議論に委ねることができるし、そうしなければならない。この意味で WF は法的議論の「型¹⁷」なのである。対照的に、ネット上の利益衡量が合理的となるのは、確固たる実質の挿入を基礎とした場合のみである。このことがまさにスシが IBF に持ち込もうと試みたことなのである。

▶ 3 インターネット上の利益衡量公式と重み公式

スシの IBF は次の通りである。

$$IBF = \frac{V(1)+PR(x)+T(y)+E(z)}{PI(x)+PF(x)-OI(y)+E(z)}$$

3.1 IBF

IBF と WF の共通点は、文字「IBF」と文字「 W_{ij} 」とが同様に公式の左辺に位置づけられるということだけではない。それに加え、両公式の表現も同一のことを意味している。すなわち、分母で表される権利（ここでは表現の自由（ P_j ））との関係で、分子で表される権利（ここではプライバシー権（ P_i ））が有する具体的重みである。2つの公式の構造的に一致する部分はこれだけではない。両公式とも、具体的な優位関係は W_{ij} や IBF が 1 より大きいか小さいかによって決せられる。もし W_{ij} や IBF が 1 を上回れば P_i は P_j に優位し、1 を下回れば P_j は P_i に優位する¹⁸。両公式に違いが現れるのは、 W_{ij} や IBF が価値 1 で膠着状態になるという、ありうる第 3 の事例のときである。膠着状態という事例の存在は、民主国家における憲法適合性審査の正統性にとって最高度の重要性がある。膠着状態においては、立法者が利益衡量における裁量を有し¹⁹、憲法裁判所の権限が制限されるからである。スシは膠着状態を生じさせないことにより、ネット関連民間企業の権限に「憲法裁判所に対する制限と」同様の制限をかけることを避けているように見受けられる。そのためにスシが用いた手法は、IBF に共感 $E(z)$ の要素を含めることである²⁰。これに加え、スシは「道徳的理由」に言及し、道徳的理由のうちの主たるものとして「平等の原理」に言及している²¹。この点は、IBF の「右辺の」両側にある、第 4 の観点である共感変数について論じるときに再び取り上げよう。

さて、これまでの議論は等式の左辺に関わるものであったが、ここで右辺へと移ろう。2つの公式は、その右辺において明瞭かつ根本的な違いがあることは既に一瞥して明らかとなった通りである。WF では、分母・分子におけるすべての変数は等しい。他方 IBF では、最後の変数たる共感変数 $E(z)$ だけが分母・分子において同一であり、その他は異なっている。その理由は、IBF が特殊かつ具体的であるという特徴によるものである。

3.2 V(1) ——インターネットの脆弱性

IBF の分子部分は人格権を表しているが、その第 1 の要素は V(1) である。大文字の「V」は「インターネットの脆弱性」を意味している²²。インターネットの脆弱性は、「オフラインの現実世界で知られている個人のプライバシーを保護するための伝統的な方法は、デジタル世界では効果的に実現できないか、相当程度弱められる²³」という事実に存するとされる。欧州人権裁判所は、Delfi 事件での大法廷判決において次のように述べて、まさにこの事実に触れた。「インターネット上のコンテンツとコミュニケーションが人権および自由——とりわけ私的生活の尊重への権利——の行使と享受に対してもたらす害悪のリスクは、報道がもたらすそれに比べて格段に高い²⁴」。また、同裁判所はこのことをかなり詳細に指摘した。「インターネット上で情報が流通する容易性や範囲、速度、また、一度公開された情報が残存するため、インターネット上での違法な言論は、伝統メディアのそれと比べて相当程度の深刻な影響を及ぼすであろうこと」に言及したのである²⁵。しかしここで疑問が生ずる。インターネットの脆弱性がこのように理解されるのだとしたら、それは、すなわち IBF における V(1) は、いかなる構造と機能を有しているのだろうか。

V(1) の構造は、IBF の他の要素とはまったくの別物である。V(1) は単一の価値である 1 しか表さない定数である²⁶。IBF の他の全要素は、異なる価値を割り当てることができる変数であり、この限りですべての要素が変数である WF と構造は同じである。こうして、V(1) の機能をどのように理解すればよいかという疑問が生じるのだ。表現の自由との関係においてプライバシー権の重みが強化されているという点では、V(1) の機能は明確である。しかしここでの疑問は、WF の観点からこのことをどのように理解するかである。というのも WF は、利益衡量の基本的要素とその相互関係を可能な限り一般的かつ

抽象的な方法で詳述することを主張するものだからだ。ここで次の2つの解釈があり得るだろう。すなわち、定数 $V(1)$ をより大きい抽象的重み (W_i) をプライバシー権 (P_i) に与えるための道具として理解するか、それとも、プライバシー権に対する介入の強度 (I_i) を高める表現として理解するか、という解釈のどちらかである。このうち第1の理解は退けなければならない。抽象的重みはプライバシー権それ自体にのみ割り当てなければならないからである。仮に抽象的重みが特定の状況下——ここではインターネット上でのコミュニケーション——にあるプライバシー権に割り当てられるとしたら、それはもはや抽象的重みとは関係がない。むしろ、それは——たとえインターネット上でのコミュニケーションという状況が、極めて一般的な状況であったとしても——特定の状況下での重み、すなわち具体的重みに関係しているとされるだろう。こうした理由から、第2の理解、すなわち $V(1)$ はプライバシー権に対する介入の強度 (I_i) を高めるものとする理解のみが検討の俎上に上ることになる。この解釈が意味するのは、 $V(1)$ は介入強度の基準であるということだ。ある原理に対する介入強度の基準であるから、それ自体は原理ではなく準則 (rule)²⁷ である。けれども、この準則は IBF に組み込まれるため、単独では IBF に沿った衡量の結果を決定することはない。しかし $V(1)$ は、IBF が数学的な方法で打ち立てた諸要素の体系のなかで不変の要素なのである。

このことは WF と IBF との違いを評価するうえで極めて重要である。WF は——その数学を用いない前任者である衡量法則 (Law of Balancing)²⁸ と同様に——完全に原理の領域にとどまっている。準則の領域への移行は、まずは競合原理法則 (Law of Competing Principles)²⁹、すなわち2つの原理法則理論の第2原理によってなされた。これに対してスシは、IBF にあらかじめ準則の要素を含めている。これが2つの公式の決定的な違いである。この違いは、スシの IBF の他の要素を見ればさらに明らかになる。

3.3 PR (x) ——プライバシーへの介入

人格権側の第2の要素は、この権利に対する「介入の強度³⁰」であり、IBF では「PR(x)」で表される。スシは介入の強度を表現するために、「低度 (light)」「中度 (moderate)」「高度 (intense)」という3レベルの指標を用いている³¹。この3つは、 I_i の価値を決定するために WF が用いる「低」「中」「高」という3つの指標に直接対応している³²。両者の違いは2つしかない。第1に、スシの IBF のなかでは、介入の強度の要素は、PR(x) で表される介入の強度の要素の箇所だけではなく、他の要素にも見られるということである。インターネット脆弱性 $V(1)$ の要素に介入の強度の側面が含まれていることは既に示そうとした通りであるし、また、人格権側の第3の要素たる時間の要素にも介入の強度の側面が関係していることを後に論じたいと思う。第2の違いは、スシが算術的な指標である1, 2, 3を用いる³³ のに対し、私は数列的なそれである 2^0 , 2^1 , 2^2 、すなわち1, 2, 4を用いることである³⁴。だが、本稿ではこの点をさらに考察しないことにする。

3.4 T (y) ——時間の要素

人格権側の第3の要素は、「時間の要素」である³⁵。ここでの主たる考え方は「時間の経過とともに、……〔プライバシー侵害的な〕情報や意見が減少する」というものである³⁶。そのため、「時間の経過があれば、結果はプライバシーをより保護する方へと変わるかもしれない³⁷」。これは Google 判決における欧州司法裁判所大法廷判決の論述と相当程度一致している。曰く、「当初は正確なデータの適法な処理であっても、時間の経過により、〔EU 一般データ保護〕指令と両立しなくなるかもしれず、その場合には当該データは、収集または処理された目的の観点からもはや必要ではなくなる。特に、そうした目的との関連や経過した時間の観点から、当該データが明らかに不適切、無関係または関係

があるとはもはや言えない場合に、このことが妥当する³⁸⁾。

IBFにおいては、時間の要素は $T(y)$ で表される。スシは「プライバシーをより保護する方へと変わる³⁹⁾」ことを表すために、0, 0.25, 0.5, 0.75, 1の5段階の指標を用いる。利益衡量の対象となる出来事の発生から3年未満の期間であれば、時間の役割はない、つまりは価値0である⁴⁰⁾。時間の経過が3年以上7年未満であれば価値0.25, 7年以上10年未満であれば価値0.5, 10年以上13年未満であれば価値0.75, 13年以上であれば価値1が、それぞれ得られる。

ここで興味深いのは1点のみである。時間の経過は疑いなく〔利益衡量に〕関係のある要素であるが、これは人格権への介入の強度の増加に関わる要素である。WFでは時間の要素は I_t に属する。

3.5 E(z) ——共感の要素

人格権側の第4の要素は、 $E(z)$ で表される「共感の要素」である⁴¹⁾。スシは「ネット・コンテンツの評価に『人間味』を失わないようにするため⁴²⁾」に、この要素をIBFに挿入する。「原則として合理性の議論に服する」IBFの他の要素とは異なり、「『共感』の要素の数的価値は衝突する権利の道徳的価値評価の結果⁴³⁾」とされる。ここでも、0, 0.25, 0.5, 0.75, 1の5段階の指標が登場する⁴⁴⁾。

共感の要素は問題含みである。スシ自身、その重要性を軽視している。彼は共感の要素を含めることを「必ず……含めなければならないわけではない⁴⁵⁾」としているし、加えてそれは「2つの状況で用いられることになろう⁴⁶⁾」としている。両状況ともすでに言及した通りである⁴⁷⁾。第1に膠着状態、すなわちIBF値が1となる状況である。現実世界での利益衡量では、この状況は基本的に裁量によって判断されるが、IBFでも現実世界における場合と同様に、この状況をシリアスに考えるべきである。第2に「一定の道徳的理由から、ある状況とそれに類似する状況とを区別することが求められる⁴⁸⁾」ような状況である。だが、道徳的理由というのは人権や憲法上の権利を論ずる際には必ずついて回る。これは「合理性の議論」と「道徳的価値評価⁴⁹⁾」とが対置されるべきではないことを意味している。WFのすべての要素は公式の両辺で同一であるが、IBFにおいて両辺で同一の要素は共感の要素だけである。しかしそれは最も弱点のある要素なのである。

3.6 表現の自由側の要素

共感の要素は、人格権と衝突する原理たる表現の自由側の第4の要素でもある。〔下辺の〕その他3つの要素は関連付けて考えるべきである。なぜなら、それらすべてが介入の強度の側面に関連しているからである。WFを簡単に紹介したときに強調したように、衝突する原理 P_j 、すなわち I_j を満たすことの重要性は、介入の強度、換言すれば、 P_i への不介入を通じた P_j への介入の強度として理解しうる。私が主張したいのは、人格権側の共感を除くすべての要素だけでなく、表現の自由側の共感を除くすべての要素もまた、介入の強度に関連するということだ。この主張が真であれば、IBFは、私がかつてWFの「核心」として特徴付けたもの⁵⁰⁾を洗練させた公式となるだろう。

$$W_{i,j} = \frac{I_i}{I_j}$$

I_j を詳述しているスシの第1の要素は、公益 $PI(x)$ である。公益変数は、「各情報が情報受領者に対して持ちうる影響力に関係するものである⁵¹⁾」。プライバシーへの介入 $PR(x)$ の場合は、算術的な指標である1, 2, 3が用いられ、1が低度、2が中度、3が高度の公益を表していた⁵²⁾。だが、問題なのは次の段階において、これら3段階の区別が、「地域共

同体」「広域共同体」「全国」⁵³にそれぞれ結び付けられるところである。確かにこれらは介入の強度にとって重要な基準ではあるものの、公益の程度を測る基準は他にもある。そのうちのいくつかはスシが示している。このことは、IBFにとって必要な具体化がどの程度なされ、どれほどの完全性を有しているのかについての疑問を抱かせるものであり、興味深い。けれども、ここではこの点をこれ以上深入りしないことにしよう。これまでの脈絡からは、強調すべきはただ1点である。公益PI(x)は表現の自由に対する介入の強度の具体化という不可欠な要素であり、これを「介入の数的価値⁵⁴」とする点において、私はスシに完全に同意する。

I_j を詳述している〔IBFの〕第2の要素は、情報が公人に関するものか否かである(PF(x))。ここでも1, 2, 3という3つから成る指標が適用される。3は「重要な公権力を有している」者に関する情報に、2は「自発的に公共空間に参画した」者に、1は「自発的に公共空間に現れたわけではない」⁵⁵者に、それぞれ配当される。これらは実際、 I_j の価値を決定する本質的基準である。このことが示すのは、 I_j (および I_i) が異なる基準に関係した指標によって決定されうること、そして、 I_j はWFの要素の下部〔分母〕に位置付けられるものである、ということである。これを「具体化テーゼ (concretisation thesis)」と呼ぶことができよう。

I_j を詳述している第3の要素は、「情報の入手方法に関係している」⁵⁶。これはOI(y)で表される。この要素は「消極的な影響⁵⁷」を持つものであるため、マイナスの価値の指標に結び付けられている。違法に入手された情報は-0.75で、「道徳的には受け入れがたいが法的には可能な方法での情報入手」は-0.5で、「道徳的に異論の余地がある方法での情報入手」⁵⁸は-0.25でそれぞれ表される。

スシは、「適法な入手」には当該価値が0であることを付け加えている⁵⁹。これは情報指標OI(y)や時間指標T(y)、共感指標E(z)と対称になっているが、この対称性は興味を引く。というのも、ここでは「0から0.75というより軽度で狭い指標」を用いることをスシが強調しているからである⁶⁰。情報入手OI(y)という要素には0から0.75という低い抽象的重みしか与えない一方、時間T(y)と共感E(z)の要素には高い抽象的価値を表す1, 2, 3という指標を用いていると解されるからである。これら異なる指標は、それぞれ異なる抽象的重みを参照していることを示唆している。

さらに多くのことを述べるができるが、しかし、以上指摘したことをもって、IBFとWFとの関係の瞥見としては満足しなければならない。

●注

1. M. Susi, 'The Internet Balancing Formula', this issue, 199. [本号掲載の同論文翻訳71頁。以下同]。
2. *Ibid.*, 203. [76頁]。
3. *Ibid.* [75頁]。
4. *Ibid.*, 206. [79頁]。
5. A. Barak, *The Judge in a Democracy* (Princeton University Press, 2006), 173.
6. R. Alexy, *A Theory of Constitutional Rights*, trans. Julian Rivers (Oxford University Press, 2002), 408-409.
7. Susi, above, n. 1, 204. [77頁]。
8. R. Alexy, 'Die Gewichtsformel', in J. Jickeli, P. Kreutz and D. Reuter (eds.), *Gedächtnisschrift für Jürgen Sonnenschein* (De Gruyter, 2003), 790.
9. R. Alexy, 'The Weight Formula', in J. Stelmach, B. Brożek and W. Załuski (eds.), *Frontiers of the Economic Analysis of Law* (Jagiellonian University Press, 2007), 25.
10. Alexy, above, n. 6, 418.
11. See, on this, R. Alexy, 'Formal Principles: Some Replies to Critics' (2014) 12 *International Journal of Constitutional Law*, 514.
12. Alexy, above, n. 6, 409-410, 419; Alexy, above, n. 9, 20-26.
13. Alexy, above, n. 9, 25.
14. *Ibid.*, 22-23.
15. 高い一般性だけでなく、厳格な意味での最高度の一般性について語るためには、2つの原理の衝突だけでは

なく、あらゆる形態の衝突を考えなければならない。2つの原理以上の衝突に関して一定の言及をしたものとして、see Alexy, above, n. 9.

16. R. Alexy, 'Proportionality and Rationality', in V.C. Jackson and M. Tushnet (eds.), *Proportionality: New Frontiers, New Challenges* (Cambridge University Press, 2017), 23.
17. R. Alexy, *A Theory of Legal Argumentation: The Theory of Rational Discourse as Theory of Legal Justification*, trans. R. Adler and N. MacCormick (Clarendon Press, 1989), 197, 201.
18. Alexy, above, n. 9, 20-21; Susi, above, n. 1, 209. [82 頁]
19. Alexy, above, n. 6, 410-412.
20. Susi, above, n. 1, 207. [80 頁]。
21. *Ibid.*, 207. [80 頁]。
22. *Ibid.*, 205. [78 頁]。
23. *Ibid.*, 202. [75 頁]。
24. Delfi AS v. Estonia (Grand Chamber), no. 64569/09, 16 June 2015, para. 133.
25. *Ibid.*, para. 147.
26. Susi, above, n. 1, 9. [78 頁]。
27. 準則と原理との区別については、see Alexy, above, n. 6, 47-60.
28. *Ibid.*, 102.
29. *Ibid.*, 54. この以降についての数学的解釈について、see Alexy, above, n. 16, 26-28.
30. Susi, above, n. 1, 205. [78 頁]。
31. *Ibid.* [78 頁]。
32. Alexy, above, n. 9, 15.
33. Susi, above, n. 1, 205. [78 頁]。
34. Alexy, above, n. 9, 20-21.
35. Susi, above, n. 1, 205 [78 頁]。
36. *Ibid.*, 205. [78 頁]。
37. *Ibid.*, 210. [84 頁]。
38. *Google Spain SL, Google Inc. v Agencia Española de Protección de Datos (AEPD)*, Mario Costeja González, no. C - 131/12, 13 May 2014, para. 93.
39. Susi, above, n. 1, 210. [84 頁]。
40. *Ibid.*, 205. [78 頁]。
41. *Ibid.*, 207. [80 頁]。
42. *Ibid.* [80 頁]。
43. *Ibid.* [80 頁]。
44. *Ibid.*, 70, 12-14. [80, 82-84 頁]。
45. *Ibid.*, 207. [80 頁]。
46. *Ibid.* [80 頁]。
47. See above, 4.
48. Susi, above, n. 1, 207. [80 頁]。
49. *Ibid.*, 207. [80 頁]。
50. Alexy, above, n. 9, 21.
51. Susi, above, n. 1, 205. [78 頁]。
52. *Ibid.* [78 頁]。
53. *Ibid.* [78-79 頁]。
54. *Ibid.* [79 頁]。
55. *Ibid.*, 206. [79 頁]。
56. *Ibid.* [80 頁]。
57. *Ibid.* [80 頁]。
58. *Ibid.* [80 頁]。
59. *Ibid.*, 209-211. [82-84 頁]。
60. *Ibid.*, 207. [80 頁]。

ロベルト・アレクシー（キール大学法学部教授）
横大道聡（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
瑞慶山広大（九州産業大学地域共創学部講師）